

2026年3月13日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 鈴木敦士 様

東京都千代田区麴町4丁目2-6
住友不動産麴町ファーストビル 5階
株式会社ネットプロテクションズ
代表取締役 柴田紳



回 答 書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴機構より株式会社ネットプロテクションズ（以下「当社」といいます。）にご送付いただきました2026年3月2日付「差止請求書」（以下「請求書」といいます。）に対し、本回答書にて、下記のとおり、回答申し上げます。

敬具

1. 結論¹

要点①から要点③までについて、貴機構のご主張を踏まえ、後記のとおり見直しを検討いたします。

2. 具体的な改訂の方向性

(1) 【要点①】について

NP 会員利用規約 13 条 1 項及び NP 後払い利用規約 6 条 1 項の本件免責条項について、以下のとおり修正を検討いたします。

（修正前）「当社の故意又は重過失による場合を除き」

（修正後）「当社の故意又は過失による場合を除き」

(2) 【要点②】について

当社が採用する NP 会員利用規約 22 条 2 項の抗弁放棄の規定の有効性に係る疑義を解消できるよう、放棄する抗弁権の範囲の明確化を図るなど、消費者に理解しやすいような

¹ 本回答書において、請求書「第2 紛争の要点」の1から3の各項目を、それぞれ要点①から③と呼称いたします。

適切な表現への規約の修正を図る検討を行います。

(3) 【要点③】について

NP 後払いは、後払いサービスである包括信用購入あっせんと同じく、後払いサービスであることを踏まえ、NP 後払い利用規約 8 条 3 項も包括信用購入あっせんに係る標準条項に準じた構成を採用しているところ、この点を明確にする修正の検討を行います。

以上